

長崎市教育委員会 様

長崎市個人情報保護・情報公開審査会
会 長 城 谷 公 威

長崎市個人情報保護条例第 25 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 24 年 12 月 14 日付長教学第 1508 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

「平成 9 年度における申立人及び福田中学校の事故報告書等」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「平成 9 年度における申立人及び福田中学校の事故報告書等」の開示請求に対して、長崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）開示請求

申立人は、平成 24 年 8 月 16 日、長崎市個人情報保護条例（平成 13 年 10 月 1 日長崎市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報開示請求を行った。

- ・平成 9 年度における開示請求者及び福田中学校の事故報告書等

（2）請求に係る行政文書の特定

実施機関は、上記請求について次のように特定した。

- ・平成 9 年度における開示請求者及び福田中学校に関する事故報告書

（3）情報開示の諾否の決定

実施機関は、平成 24 年 8 月 24 日付けで、2（2）の文書について条例第 15 条第 2 項の規定により、開示請求に係る個人情報を記録した文書を保有していないことを理由に

申立人に対し非開示決定通知を行った。

(4) 異議申立て

申立人は、平成 24 年 9 月 23 日、上記 (3) の決定を不服として、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、請求文書の開示を求める異議申立てを行った。

3 審査会への諮問

実施機関は、平成 24 年 12 月 14 日、条例第 25 条第 1 項の規定により、長崎市個人情報保護・情報公開審査会 (以下「審査会」という。) 会長に対し、関係書類を添えて諮問を行った。

関係書類：

- ①個人情報開示請求書の写し
- ②個人情報非開示決定通知書の写し
- ③異議申立書の写し
- ④非開示理由説明書
- ⑤不服申立てに係る経過説明書

4 申立人の主張の要旨

教育委員会における組織の情報公開の可視性が薄いと判断し、処分の取消を求める。

5 実施機関の主張の要旨

長崎市教育委員会学校教育課においては、当該文書は長崎市教育委員会事務局、教育機関等文書規程 (平成 10 年長崎市教育委員長訓令第 1 号) 第 46 条第 2 項の規定に基づき主務課長が保存年限を指定し、ファイル基準表を作成している。また、同規程第 53 条第 1 項に基づき保存年限満了後に廃棄している。

開示請求があった文書は、ファイル基準表上、保存年限を 5 年と指定しており、既に廃棄されている文書に該当する。

確認のために長崎市役所の書庫及び長崎市立福田中学校において、請求文書の存在について確認作業を行ったが不存在であった。

以上のことを考慮し、請求文書の存在について確認できなかったが、あったとしても平成 15 年度 3 月末日の保存年限満了後に廃棄処理したものと判断し、非開示としたものである。

6 審査会の判断

本件文書の非開示決定の妥当性について

本件文書については、長崎市教育委員会事務局、教育機関等文書規程（平成10年長崎市教育委員長訓令第1号）により文書の管理、保存及び廃棄が行われているものであり、ファイル基準表により保存年限を5年と指定している。平成9年度に作成されたとすれば平成15年3月末に保存年限が満了し、その後廃棄されたものと判断され、実施機関の説明に不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情もないことから、本件文書について、実施機関が行った不存在を理由とした非開示決定は妥当である。

以上により 1 審査会の結論のとおり判断する。

7 附記

文書の保存年限の指定については、現在、教育委員会においては長崎市教育委員会事務局、教育機関等文書規程（平成21年長崎市教育委員長訓令第5号）第46条第2項により主務課長が行うこととされているが、その指定にあたっては、文書の利用頻度、重要度に加え、市民の知る権利とプライバシーの保護等を総合的に勘案し定めるべきである。

本件事故報告書については保存年限を5年と定めているが、教育現場という特殊性や事故による影響が長期に継続する可能性があることも考慮し、当該文書の保存年限について見直しを検討すること、文書を作成するか否かを現場職員や学校長の裁量に委ねず、教育委員会で制定した基準に基づき作成されることが望ましい。

「別記」

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 処理経過

| 年 月 日 | 審査会 | 処 理 経 過 |
|----------------------|-------|-------------------|
| 平成 24 年 12 月 14 日 | — | 実施機関から諮問書を受理 |
| 平成 25 年 1 月 18 日 | 第 1 回 | 実施機関からの説明、質疑応答、審議 |
| 2 月 19 日 | 第 2 回 | 実施機関からの説明、質疑応答、審議 |
| 3 月 15 日 | 第 3 回 | 答申書審議 |
| 3 月 18 日 | — | 答申 |

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 委員名簿

| 職 | 氏 名 | 摘 要 |
|-----|-------|--------|
| 会 長 | 城谷 公威 | 弁護士 |
| 委 員 | 平野 啓子 | 女性団体代表 |
| 〃 | 園井 ゆり | 大学准教授 |
| 〃 | 吉田 省三 | 大学教授 |
| 〃 | 馬場 宣房 | 新聞社役員 |